

事務連絡
令和5年9月29日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る
「やむを得ない理由」の例について

難病対策及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給開始日について、診断年月日等まで遡る（ただし遡り期間は原則申請日から1か月（診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長3か月））ことが可能となります。

診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについての「やむを得ない理由」の例について、別添のとおりお示しいたしますので、申請者等の関係者への周知等をお願いいたします。

「やむを得ない理由」の基本的な考え方

- 医療費の支給開始日を診断年月日等まで遡ることができる。
- ただし、診断年月日等から申請日までの期間が1か月を超える場合、診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて
 - ・やむを得ない理由がないときでも、申請日から1か月前までは遡ることができる。
 - ・やむを得ない理由があるときは、申請日から最大3か月まで遡ることができる。
- 「やむを得ない理由」の確認は、医療費助成の申請書に、①～④のチェックボックスを設ける。
- ①～③については以下の考え方を参考に、④については「やむを得ない理由事例集」を参考に、申請者がチェックボックスを選択する（添付書類不要）。

① 臨床調査個人票/医療意見書の受領に時間を要したため

○「診断がついた」あと「臨個票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース

※診断後1か月以内に臨個票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。

✕「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していない。

② 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

○ 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース

○ 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース

※体調面の原因は、申請する疾病に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）

※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

③ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

○ 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース

○ 感染症により行動制限が必要であるケース

※地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

④ その他

①～③に該当しない場合、やむを得ない理由事例集（別紙）を参照。

【別紙】

< 医療費の支給開始日の遡りに係る「やむを得ない理由④その他」の例 > (やむを得ない理由事例集)

ver.1 (2023/9/〇)

No.	<u>診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて</u> 想定される事例	特例適用 の可否
1	医療機関から診断を受け医療意見書を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けない場合	○
2	離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要した場合	○
3	患者本人や申請者である保護者が、「仕事の都合」により1か月以内に申請できなかった場合	×
4	患者本人や申請者である保護者が、子育てで忙しく申請できなかった場合	×
5	患者本人や申請者である保護者が申請を失念していて、診断日より1か月以上経って前倒しを希望された場合	×
6	患者本人や申請者である保護者に身内の不幸があった場合	×
7	患者側における事情として、受験・進学・転居等の私的な事由の場合	×